

## ソフトウェア使用許諾契約書

お客様は、以下の条件に同意した場合のみ、一般社団法人 Edgexross コンソーシアム（以下、「Edgexross コンソーシアム」といいます）の Edgexross をご使用になることができます。お客様がこれらの条件に合意しない場合、Edgexross を使用しないでください。

Edgexross は、本契約書に従い、Edgexross コンソーシアムからお客様に提供されるものとし、Edgexross に含まれ、又は、Edgexross を通じて提供される Edgexross コンソーシアム又は第三者の商品の使用について、別の契約書の条項が適用される場合があります。

### 1. 定義

- 1.1 「推奨されるコンピュータ」とは、Edgexross コンソーシアムが提供する文書において推奨されている OS とハードウェアを有するコンピュータを意味するものとし、
- 1.2 「Edgexross」とは、(a)本契約書に基づき Edgexross コンソーシアムから提供されたオブジェクトコード形式のソフトウェア（以下、「Edgexross 基本ソフトウェア」といいます）及び関連マニュアル類及び(b)Edgexross コンソーシアムがお客様にいずれかの時点で提供した上記ソフトウェア及び関連マニュアル類（ただし、別個の契約により提供されたものは除きます）の修正版、コピー、メジャーバージョンアップ、マイナーバージョンアップ及び追加ファイル（以下総称して、「バージョンアップ」といいます）を意味するものとし、
- 1.3 「サプライヤ」とは、Edgexross の全部又は一部を Edgexross コンソーシアムに供給する者を意味するものとし、

### 2. Edgexross の購入及び使用権

お客様が本契約書を継続的に遵守し、かつ Edgexross の購入代金を支払うことを条件として、Edgexross コンソーシアムは、お客様に対し、Edgexross を販売し、お客様は、Edgexross コンソーシアムから Edgexross を購入します。お客様は、本契約書に明示的に許容されている範囲のみにおいて、Edgexross を使用することができるものとし、

### 3. Edgexross の第三者への提供について

- 3.1 お客様は、お客様の製品・サービスの一部として又は Edgexross 単体で、Edgexross を第三者に提供することができます。
- 3.2 お客様が本契約書に従って Edgexross を提供する場合、お客様は次の諸点を遵守するものとし、
  - 3.2.1 お客様は、Edgexross を提供した第三者に対して、本契約書と少なくとも同程度に

Edgexross を保護する契約条項に合意させるとともに、当該契約条項の遵守につき確認及び管理する必要があります。

- 3.2.2 お客様は、お客様のプログラムの提供または使用に関する第三者からの請求（弁護士費用を含みます）について、Edgexross コンソーシアムを免責、防御および補償する必要があります。
- 3.3 お客様が本契約書に従って Edgexross を提供する場合、お客様は、Edgexross の著作権、商標または特許の表示を改変してはなりません。

#### 4. 知的財産権

Edgexross に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権は、Edgexross コンソーシアムおよびそのサプライヤに帰属しています。Edgexross の構造、編成およびコードは、Edgexross コンソーシアムおよびそのサプライヤが保有する重要な営業秘密および秘密情報です。Edgexross は、日本、米国およびその他の国の著作権法、ならびに国際条約の条項を含むがこれらに限定されない法令によって保護されています。本契約に明示されている場合を除き、本契約によってお客様および第三者に Edgexross に関して何らの知的財産権が付与されるものではなく、また Edgexross コンソーシアムおよびそのサプライヤは、明示的に付与されたものを除くすべての権利を留保します。

#### 5. 相互主義

相互主義を目的として、お客様は、お客様が、Edgexross コンソーシアム、サプライヤ及び本ソフトウェア使用許諾契約書に従い Edgexross を使用されている別のお客様ら（以下「Edgexross ライセンシー」といいます）に対し、Edgexross を起動し使用するとき回避不能であり、かつ、当該お客様が現在又は将来保有する産業財産権に基づく差止め請求を行わないことを約束するとともに、当該お客様は、Edgexross コンソーシアム、そのサプライヤ及び Edgexross ライセンシーに対し、FRAND（公正、合理的かつ非差別的）ベースで、当該産業財産権のライセンスを供与することを約束します。但し、当該産業財産権を有する当該お客様との間で、FRAND ベースのライセンス契約を締結する意思を有しない Edgexross ライセンシーについては、この限りではありません。

#### 6. 禁止事項

- 6.1 購入時のダウンロード又はインストールを除き、お客様は Edgexross をコピーすることはできません。
- 6.2 お客様は、お客様が本契約により許可された範囲以外で、Edgexross を使用しないことに合意し、また、Edgexross コンソーシアムが提供する設計又は文書に反する形で Edgexross を利用しないことに合意します。
- 6.3 お客様は Edgexross を修正、翻案または翻訳することはできません。

- 6.4 法律上逆コンパイルが明示的に許容されている場合を除き、お客様は Edgecross 基本ソフトウェアについてリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行ってはならず、またその他の方法で Edgecross 基本ソフトウェアのソースコードの解読を試みることはできません。
- 6.5 お客様は Edgecross 基本ソフトウェアの体験版を実運用で使用してはいけません。

## 7. バージョンアップ

- 7.1 お客様又はお客様が Edgecross を提供した第三者は、本条の規定に従うことを条件に、購入いただいた Edgecross 基本ソフトウェアのバージョンアップとしてメジャーバージョンアップ版とマイナーバージョンアップ版の提供を受けることができます。メジャーバージョンアップ版とマイナーバージョンアップ版の指定は、Edgecross コンソーシアムが行うものとします。
- 7.2 お客様又はお客様が Edgecross を提供した第三者で、かつ日本国内で使用される方は、購入いただいた Edgecross 基本ソフトウェアのマイナーバージョンアップ版の提供を希望する場合、Edgecross コンソーシアムのサイトからユーザ登録を行う必要があります。
- 7.3 お客様又はお客様が Edgecross を提供した第三者で、かつ日本国内で使用される方は、購入いただいた Edgecross 基本ソフトウェアのメジャーバージョンアップ版の提供を希望する場合、別途定める金銭を支払うものとします。
- 7.4 お客様又はお客様が Edgecross を提供した第三者で、かつ日本国外で使用される方は、購入いただいた Edgecross 基本ソフトウェアのバージョンアップ版(メジャー/マイナー問わず)の提供を希望する場合、別途定める金銭を支払うものとします。
- 7.5 Edgecross 基本ソフトウェアが旧バージョンのバージョンアップ版である場合、このバージョンアップ版を使用するには旧バージョンの有効なライセンスを保有していなければなりません。
- 7.6 Edgecross コンソーシアムによるバージョンアップ版の提供は、追加条件または異なる条件に基づく場合があります。
- 7.7 体験版はバージョンアップ版の提供はしません。

## 8. 技術サポート

- 8.1 お客様又はお客様が Edgecross を提供した第三者は、購入いただいた Edgecross に関する電話や電子メールに問合せ対応を受けるためには、ユーザ登録を行っていただく必要があります。ユーザ登録は、Edgecross コンソーシアムのサイトから行うことができます。なお、問合せへの回答は、日本語で行われるものとします。
- 8.2 お客様又はお客様が Edgecross を提供した第三者は、Edgecross に関する技術サービスの提供を希望する場合には、Edgecross コンソーシアムとの間で別途サポート契約

(以下「サポート契約」)を締結する必要があります。技術サポートの内容、費用その他条件は当該サポート契約の記載に従います。なお、サポート契約に基づく Edgexross コンソーシアムによる技術サポートサービスは、日本語で行われるものとします。

8.3 Edgexross コンソーシアムが旧バージョンについてサポートを行う義務は、当該サポート契約の規定に従うものとします。

8.4 お客様は、お客様の製品・サービスの一部として又は Edgexross 単体で、Edgexross を第三者に提供する場合、当該第三者には、原則、お客様が独自にサポートを提供するものとします。

8.5 体験版に対する技術サポートは提供しません。

## 9. 支払い

お客様は、Edgexross の購入代金として、コンソーシアムが別途定める金銭を支払うものとします。

## 10. 補償

お客様は、Edgexross コンソーシアム、そのサプライヤ、これらの執行役、取締役及び従業員に対し、お客様による Edgexross の使用、Edgexross に関するお客様の事業上の活動、又は、Edgexross に関しお客様が行った活動から生じ又はこれらに起因する請求、訴訟、行為、損失、損害又は責任について、免責、防御および補償するものとします。

### 11. 第三者との紛争処理

Edgexross が、第三者の保有する知的財産権を侵害する又は侵害するおそれがあるとして当該第三者とお客様との間で紛争が生じた場合、当該紛争が著作権侵害行為又は営業秘密その他秘密情報の不正使用による場合を除き、お客様がお客様の責任と費用負担によりその解決にあたるものとし、Edgexross コンソーシアムは一切責任を負いません。ただし、Edgexross コンソーシアムが必要と認めた場合に限り、Edgexross コンソーシアムは当該紛争の解決に協力します。

### 12. 限定的保証

Edgexross コンソーシアムは、お客様に対し、推奨されたコンピュータで使用された場合に、Edgexross の受領後 90 日間、Edgexross 基本ソフトウェアがマニュアルどおりに実質的に機能することを保証します。Edgexross 基本ソフトウェアがマニュアルどおりに機能しない場合においても、それが重要な差異でない限り、保証を受ける権利は発生しません。保証の請求はすべて、上記の 90 日の期間内に購入の証明書を添えて行うものとします。Edgexross 基本ソフトウェアが実質的に上記文書どおりに機能しない場合の Edgexross コンソーシアムおよびそのサプライヤのすべての責任ならびにお客様の唯一の救済手段は、

Edgexross 基本ソフトウェアの交換に限られます。本条の限定的保証は、お客様に対して特別に法律上の権利を与えるものです。法域によっては、上記の保証以外の権利が認められる場合もあります。Edgexross コンソーシアムは、法令により許容されていない形で、お客様の保証に係る権利を制限しようとするものではありません。

### 1 3. 保証の排除

上記の限定的保証は Edgexross コンソーシアムおよびそのサプライヤが行う唯一の保証であり、Edgexross コンソーシアム、そのサプライヤの保証違反に対する唯一かつ排他的な救済手段を規定したものです。上記の限定的保証、およびお客様の所在地の法律により排除または制限することが認められない保証、条件、表明または規定を除き、Edgexross コンソーシアム及びそのサプライヤは、Edgexross をそのままの状態、かつ瑕疵を問わない条件で提供するものとし、性能、安全性、第三者の権利（著作権その他の知的財産権を含む）を侵害していないこと、統合、商品性、平穩享受、満足の行く品質を有すること、または特定目的の適合性などにつき、制定法、コモンロー、慣習法、慣行その他いかなる法的根拠に基づくとを問わず、また明示であると黙示であるとを問わず、その他すべての保証、条件、表明または規定を明示的に排除します。本条および次条の規定は、本契約がいかなる理由により終了したかに関わらず、本契約の終了後も引き続き効力を有しますが、本契約の終了後に Edgexross の使用を継続する権利を意味するものではなく、またはこれを与えるものではありません。

### 1 4. 責任の制限

上記の排他的な救済手段及び法令により免責又は限定ができない救済手段を除き、Edgexross コンソーシアム及びそのサプライヤは、Edgexross の使用あるいは使用不能に関連して発生する、または、契約違反あるいは不法行為により発生する派生損害、間接損害、付随的損害、利益の喪失、貯蓄の喪失、または事業の中断、傷害、注意義務違反もしくは第三者からのクレームに基づくすべての損害について一切責任を負わないものとし、たとえ、Edgexross コンソーシアムが当該損失、損害、クレームまたは費用が発生する可能性を認識していた場合においても同様とします。本契約に起因または関連して Edgexross コンソーシアム又はそのサプライヤが責任を負う場合であっても、責任の総額は、Edgexross についてお客様が支払った金額を上限とします。上記制限は、本契約の根本的違反もしくは重要な違反、または本契約の根本的もしくは重要な規定に関する違反があった場合にも適用されます。

上記の責任の制限は、お客様の法域において適用される法令上、許容される範囲で適用されます。法域によっては、上記制限が無効である場合があります。Edgexross コンソーシアムは、法令により許容されていない形で、お客様の保証又は救済手段を制限しようとするものではありません。

## 15. 監査

- 15.1 お客様は、Edgecross コンソーシアム又はその正当な代理人が、本契約の有効期間中、最大年1回、30日前の事前の通知を行った上で、お客様による Edgecross の使用が本契約に適合しているかを確認するため、お客様の記録、システム及び設備を監査する権利を有することに合意します。
- 15.2 お客様は、本契約第3.2.1項に基づき、Edgecross を提供する第三者に対して Edgecross を保護する契約条項に合意させる際、Edgecross コンソーシアムが当該第三者の当該契約条項の遵守状況を、監査できるようにするものとします。なお、当該監査の実施条件については、前項の規定を準用するものとします。

## 16. 守秘義務

お客様は、本契約に基づき入手した Edgecross 及び Edgecross に関する情報（以下「秘密情報」といいます）について、本契約に基づく権利を行使するために知る必要のある従業員又は代理人を除き、また、本契約第3条に基づき Edgecross を第三者に提供する場合を除き、いかなる第三者に対しても開示せず、本契約の履行以外の目的のために使用しないことに合意します。お客様は、本契約に違反し、従業員又は代理人により秘密情報が開示又は頒布されることのないよう、合理的なあらゆる措置を講ずることに合意します。本秘密保持義務は、本契約の終了後も存続します。本秘密保持義務は、①お客様の作為・不作為によらず公知となった場合、②開示に関する制限を受けることなく、Edgecross コンソーシアムから開示を受ける前に適法に所持していた場合、又は、③秘密情報を使用又は参照することなく、お客様が独自に開発した場合には適用されません。

## 17. 有効期間及び解約

本契約の有効期間（以下「有効期間」といいます）は、Edgecross の購入時、又は初回起動時にお客様に提示される本契約の内容に同意頂くことをもって始まり、本契約の条項に従い早期に解約されない限り、永久です。お客様が、本契約に違反した場合、本契約は自動的に解約されるものとします。解約の際、お客様は、購入した Edgecross をすべて廃棄するものとします。

## 18. 輸出規制

お客様は、Edgecross を輸出し又は日本国外に持出す場合には、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）及びその関連法令、安全保障輸出管理に関する国際合意、国連決議及び武器輸出三原則を遵守するものとします。

お客様は、Edgecross が外為法に規制されない貨物・技術であっても、大量破壊兵器等（核兵器、生物・化学兵器又はこれらを運搬するミサイル等）、通常兵器、または原子炉、原子

力用タービン・発電機等の原子力に関連する用途に流用されることが予測されるまたはそのおそれがある場合は、間接、直接を問わず、Edgecross の提供を行わないものとします。

## 19. 準拠法等

本契約の準拠法は日本法とします。東京地方裁判所が、本契約に関連するすべての紛争につき専属的な第1審の裁判管轄権を有します。いかなる法域の抵触法の原則も国際物品売買契約に関する国連条約も本契約には適用されず、これらの適用は明示的に排除されます。

## 20. 一般条項

本契約の一部が無効であり強制力を有しないものとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、その内容に従って効力および強制力を維持します。本契約は、権限を有する Edgecross コンソーシアムの役員が署名した文書による場合のみ変更できません。異なる言語で作成された本契約書の解釈にあたり、日本語版とそれ以外の言語とで差異矛盾がある場合には、本契約の日本語版を適用するものとします。本契約は Edgecross コンソーシアムおよびお客様の Edgecross に関する完全な合意であり、Edgecross に関する本契約締結以前の表明、交渉、了解、通信連絡、広告のすべてに優先します。Edgecross コンソーシアムは、法令の規定又は Edgecross コンソーシアムの裁量により、本契約の全部又は一部を変更できるものとし、その場合、変更後の本契約をインターネット上で公表するものとします。変更後の本契約は、変更前に締結された契約にも適用されます。